



さかい広域

ガーデンハイツ春江



当広域連合では、介護職員の負担軽減が期待される「介護ロボット」導入を支援しました。今回は、介護ロボットを使用して介助している様子取材しました。

デイサービス リハビリセンター木の花



デイサービスセンターあわらサンホーム



Content

介護保険料について	2
高額介護サービス費の改正について.....	3
第7期介護保険事業計画の策定について.....	4
代官山斎苑・墓地からのお知らせ.....	5
さかいクリーンセンターからのお知らせ.....	5
議会一般質問・議会議員の名簿.....	6~7
広域連合からのお知らせ.....	8

65歳以上
の人へ



介護保険料納入通知書は届きましたか？

平成29年度の保険料の額は、平成28年1月～12月までの本人の所得状況と世帯員の住民税の課税状況により確定します。本年度の納入通知書は7月10日に送付しました。

みなさんに納付していただく保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。介護サービスが必要になったときに、安心してサービスが利用できるよう、ご協力をお願いいたします。



介護保険料の決め方

平成27年度から29年度までの3年間の介護保険サービスにかかる費用などの見込額を基に、坂井地区内の65歳以上の人数で割って、保険料の基準額を算出します。

65歳以上の人の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	保険料 (上段：年額) (下段：月額)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税者であって、老齢福祉年金受給者または「前年の所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下」を満たす人	0.45	31,320円 2,610円
第2段階	世帯全員が市民税非課税者であって、「前年の所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下」を満たす人	0.70	48,720円 4,060円
第3段階	世帯全員が市民税非課税者であって、上記に該当しない人	0.75	52,200円 4,350円
第4段階	世帯に市民税課税者がいて、本人が非課税者で「前年の所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下」を満たす人	0.90	62,640円 5,220円
第5段階	世帯に市民税課税者がいて、本人が非課税者で上記に該当しない人	1.00 (基準額)	69,600円 5,800円
第6段階	本人が市民税課税者で、前年の所得金額が80万円未満の人	1.10	76,560円 6,380円
第7段階	本人が市民税課税者で、前年の所得金額が80万円以上120万円未満の人	1.20	83,520円 6,960円
第8段階	本人が市民税課税者で、前年の所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.30	90,480円 7,540円
第9段階	本人が市民税課税者で、前年の所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.50	104,400円 8,700円
第10段階	本人が市民税課税者で、前年の所得金額が290万円以上400万円未満の人	1.70	118,320円 9,860円
第11段階	本人が市民税課税者で、前年の所得金額が400万円以上800万円未満の人	1.80	125,280円 10,440円
第12段階	本人が市民税課税者で、前年の所得金額が800万円以上の人	2.00	139,200円 11,600円

※「所得金額」とは実際の収入ではなく、地方税法で定められた「合計所得金額（事業所得、給与所得、雑所得（公的年金等）などの合計額で、扶養控除などの控除額を引く前の金額）」から「長期譲渡所得・短期譲渡所得にかかる特別控除額」を差し引いた額のことです。

高額介護サービス費の上限額が変わりました

1か月の利用者負担が所得に応じた一定の上限額を超えるときには、申請すると「高額介護サービス費」が払い戻されます。高齢化が進み介護費用や保険料が増大する中、サービスを利用している人と利用していない人との公平や、負担能力に応じた負担をお願いする観点から、8月1日から世帯のどなたかが市民税を課税されている人の負担の上限が37,200円（月額）から44,400円（月額）に引き上げられました。

利用者負担段階区分	上限額（月額）	
	H29.7月まで	H29.8月から
○現役並み所得者	世帯 44,400円	世帯 44,400円
○一般世帯 世帯どなたかが市民税を課税されている人	世帯 37,200円	世帯 44,400円 （見直し）
○住民税世帯非課税	世帯 24,600円	世帯 24,600円
○合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万以下の人 ○老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円	個人 15,000円
○生活保護の受給者 ○利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円	個人 15,000円 世帯 15,000円

ただし、介護サービスを長期に利用している人に配慮し、同じ世帯の全ての65歳以上の人（サービスを利用していない人を含む。）の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円（37,200円×12ヶ月）の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにされます。（3年間の時限措置）

◎該当するかチェックしよう。

Step 1

同じ世帯のどなたかが市民税を課税されているか。

いる場合

37,200円（月額） → 44,400円（月額）

※現役並み所得者世帯は従来から44,400円

Step 2 へ

Step 2

①と②の両方に該当するか。（8月から翌年7月までを一つのサイクルとし、翌年の7月31日時点で判定）

該当する場合 年間の上限 **446,400円**（37,200円×12ヶ月）を適用【新設】

① 同じ世帯のすべての65歳以上の人（サービスを利用していない人を含む）の利用者負担割合が1割

② 世帯が現役並み所得世帯※に該当しない。

※同じ世帯に65歳以上で課税所得145万円以上の人があり、同じ世帯の65歳以上の人の収入の合計が520万円以上（単身の場合は383万円以上）である場合

◎高額介護サービス費の見直し後の適用例

A
世帯

- 市区町村民税が課税されている
- 2割負担



※現役並み所得相当の人ではない場合

- 市区町村民税が課税されていない
- 1割負担



サービス利用者

B
世帯

- 市区町村民税が課税されている
- 1割負担



- 市区町村民税が課税されていない
- 1割負担



サービス利用者

C
世帯

- 市区町村民税が課税されていない
- 1割負担



サービス利用者

- 市区町村民税が課税されている
- 1割負担



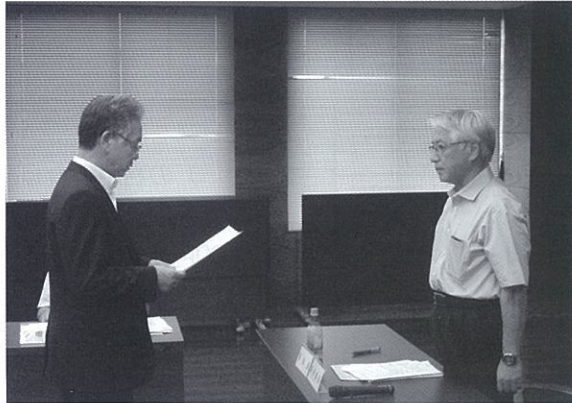
45歳・息子
※40歳～64歳は1割負担

	平成29年	7月	8月
月々の上限		37,200円	44,400円
年間の上限		なし	なし
月々の上限		37,200円	44,400円
年間の上限		なし	446,400円 （新設）
月々の上限		37,200円	44,400円
年間の上限		なし	446,400円 （新設）

6/29

木

第7期 介護保険事業計画の策定に着手 — 策定委員15人に委嘱状 —



諮問書を受け取る坂井会長

第7期介護保険事業計画策定委員会の第1回会議を6月29日（木）に坂井地区広域連合で開催しました。同委員会は、医療や保健、福祉の関係者、住民代表や学識経験者ら15人で組織。第1回会議では委嘱式が行われ、広域連合長から医師会やケアマネジャー、介護事業者の代表者、市民代表者等に委嘱状が手渡されました。

また、委員長に坂井地区医師会の



委嘱状を受け取る委員

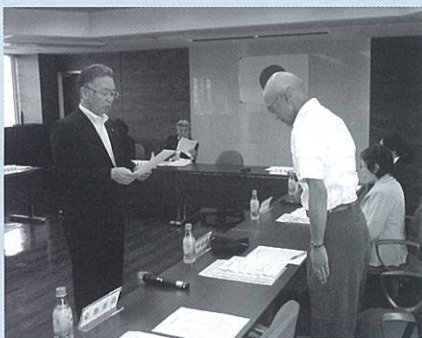
坂井健志氏、副委員長にネットワーくさかいの小林秀行氏が選出されました。同委員会は、今年12月までに6回の会議を開き、給付サービス見込み量や新たな介護保険料などについて協議を行います。

この計画では、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年に備え、高齢者1人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生をいきいきと豊かに暮らすことのできる社会の実現を目指します。

5/25

木

坂井地区介護保険運営協議会委員の 委嘱式を開催



委嘱状を受け取る委員

坂井地区介護保険運営協議会委員の委嘱式を5月25日（木）に開催しました。委嘱された委員は、住民の代表、医師会の代表、サービス事業者の代表等の11名で、任期は平成31年3月31日までです。

今後、介護保険の適切かつ円滑な運営を図るために、介護保険運営に関する審議など、制度全般における諸課題について協議していきます。

代官山斎苑で

小さなお葬式ができます

家族や親しい友人で温かく見送る

新しいお葬式の形

代官山斎苑を小さなお葬式（家族葬など）や直葬の会場として、利用できます。申し込みは葬儀社を通して行ってください。



▲待合室 洋室（イメージ）
お通夜や葬儀を行えます。



▶ロビー
休憩や収骨を待つ間などに利用できます。

利用料金

葬儀の種類	料金(税別)	料金に含まれている主なもの
直葬の場合	94,000円～	棺・納棺料、祭壇料、式場使用料、火葬料など
お通夜・葬儀を行う場合	192,000円～	(直葬の場合、祭壇料は含まれていません)

○上記金額は最低価格を表示しています。なお、式の内容により料金が変わる場合があります。
○上記金額には僧侶や食事および寝具などの料金は含まれていません。
○料金や式の内容などの詳しい内容はお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

代官山斎苑 ☎0776-81-9777

代官山墓地使用者を 受け付けしています

使用許可の要件

- 1 あわら市、坂井市三国町のいずれかにお住まいの人
- 2 あわら市、坂井市三国町のいずれかに本籍または墓地のある人

使用料と維持費

平成29年7月10日現在

区画区分	使用料	維持費	残区画数
4.0㎡ (2m×2m)	172,000円	31,000円	43区画
6.0㎡ (2m×3m)	228,000円	37,000円	58区画

※使用許可の要件2に該当する人は、この使用料、維持費が上記の2割増となります。
※使用料は、永代使用料です。
※維持費については、永代ではありません。条例などの変更により納めていただくことがあります。

使用者および住所などの変更

墓地の使用者名や住所などに変更があるとき、墓地の使用許可証を紛失したときは、届け出が必要となります。手続きについてはお問い合わせください。

問い合わせと申込先

総務課 衛生係
☎9113308（直通）

さかいクリーンセンター

からのお知らせ

●すくすくさかい（汚泥発酵肥料）を販売しています。



・販売価格 1袋税込100円
内容量15kg
(1人5袋まで)

・配布日時 毎週火曜日、木曜日
9時～12時

・申込方法 あらかじめ電話での予約が必要です。

・問い合わせ先 さかいクリーンセンター

坂井市坂井町今井一
☎7212200

肥料の成分状況 (平成29年5月24日分析)

成分	基準値	測定値
窒素	3.3%	4.3%
リン	4.7%	3.4%
カリウム	0.5%未満	0.24%
窒素炭素比	5	5.2

※窒素、リン、炭素窒素比の基準はあくまでも目安です。

広域連合議会定例会

第57回広域連合議会定例会が7月28日(金)に開催されました。今回は、7議案が上程され、いずれも原案のとおり承認および可決されました。

また、あわら市議会選挙に伴う副議長の選挙が行われ、副議長に毛利純雄議員が選出されました。

次のとおり、2名の議員が一般質問を行いました。

上程議案

●平成28年度介護保険特別会計補正予算についての専決処分の承認を求めることについて2件

●福井県市町総合事務組合規約の一部を変更することについての専決処分の承認を求めることについて

●平成28年度介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

●平成29年度一般会計補正予算他2件が可決
一般会計予算 歳入歳出総額

介護保険特別会計 歳入歳出総額	2億2398万8千円
代官山墓地特別会計 歳入歳出総額	116億2311万8千円
	266万円

一般質問

◆畑野 麻美子 議員

Q1 第6期事業計画の問題点を踏まえて、第7期でどう改善していくのか。

- ①「通いの場」について。
- ②介護人材確保について。



A1 広域連合長

- ③ 施設サービス整備について。
- ④ 介護保険料の値上げは避けるべき。
- ⑤ 策定委員会の委員の意見をよく聞いて審議することを求める。

① 高齢者の通いの場を充実させることは、高齢者自身の生きがいづくりや介護予防の点から重要であると認識しています。

坂井地区には、介護保険サービスの通所事業所のほか、構成市では、地域支援事業を活用し、構成市の直営や社会福祉協議会などへの委託等によりサロンや介護予防活動の場を設け、介護の状況やニーズに応じた場を提供しているところであります。

今後は、行政や専門職、介護事業所のみならず、住民や地域組織、ボランティア団体などと協働して通いの場づくりを進めることが必要となります。

坂井地区では、本年度から新しい介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業をスタートしました。この事業は、住民などの多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、高齢者に対する効果的かつ効率的な支援を目指すものです。

② 介護保険の持続可能性を高めるために、介護職員確保と定着支援は、行政と介護事業所などの関係機関が一体となって取り組むべき、重要な課題です。今後、さらに介護などのニーズが増加する中で、それを支える生産年齢人口は、継続的に減少していくため、介護等の需要の増加に応じた専門職の確保は、

ますます困難になっていくことが予測されます。担い手と需要の不均衡を改善するには、国、県、介護事業所などと連携した従前からの取組みを継続していくことに加え、地域住民など、幅広い担い手を確保していくことが必要です。

③ 現在、各施設事業者に対して入所待機者の調査および施設サービス実施の意向調査を行っています。

また、今年度、福井県が策定する第7次医療計画の動向にも注視し、入院から在宅や介護施設などに移行する人数にも対応できるよう、介護支援体制を整備する必要があると考えています。

併せて、在宅での生活維持が困難となり、施設などでの生活に移行する人数を見込むことも必要です。第7期計画では、それらの内容を十分に勘案し、今後3年間で整備する施設数などを決めていく方針です。

④ 介護保険料基準額は、これから、介護保険事業計画策定委員会に諮っていく事項です。現時点では、第7期の介護保険料を引き上げるべきかどうかの判断はできないものと考えています。

第7期計画の策定に向けた国の基本指針では、高齢者自立支援、介護予防、重度化防止の推進に向けた施策に取り組みよう保険者に求められています。広域連合としても、坂井地区の実情に応じた取組内容と目標を計画の中に反映させてまいります。

保険料算定に当たっては、単に近年のサービス給付実績の伸び率のみを考慮して給付見込量を推

計するのではなく、各施策効果の見込みを十分に勘案したうえで、保険料を決定したいと考えています。

⑤ 多様な意見を踏まえて計画を作成できるよう、介護保険事業計画策定委員会はもちろんのこと、介護保険運営協議会などでいただいた意見を十分に踏まえ、計画策定を進めてまいります。

◆永井 純一 議員◆

Q1 第7期介護保険事業計画の内容についての基本的な考え方は。



Q2 今後、福祉分野も加わり医師会を初め、構成市と地域住民との協働による支援体制のさらなる強化が必要と思うが、第7期介護保険事業計画での位置付けと考え方は。

A1 広域連合長

基本的には第6期計画の方向性を継承し、サービスの質的向上や介護保険給付費などの適正化、医療・介護の連携など、これまでの取組みをさらに強め、着実に実行していく内容とする方針です。

計画の策定に当たっては、現状分析と課題の整理が必須です。当広域連合では、国からの指示による介護予防・日常生活圏域二一三調査、在宅介護実態調査に加え、平成27、28年度に全国に先駆け実施した住まいのアセスメント事業の中で、坂井地区における給付費データの分析や施設待機者調査などを行っています。これらの調査などで把握した分析結果や課題について、計画策定委員会や構成市、関係機関などに示し、十分に議論を行ったうえで、課題解決に向けた方向性を、計画に盛り込んでいきたいと考えています。

また、先般、国から第7期計画の策定に向けた「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示されました。基本指針では、各保険者に対して、新たに自立支援、介護予防、重度化防止の推進、医療・介護の連携の推進などの基本的事項に即した方策の検討を求められています。この基本指針で示された要点についても、2025年を見据えた効果的な施策の方向性を示していけるよう、計画策定を進めてまいります。

A2 広域連合長

坂井地区における第6期計画は、基本理念を「住み慣れた地域で自分らしく暮らせる、みんなで支え合うまちづくり」とし、高齢者の方々がたとえ介護が必要な状態になったとしても、自らの意思で自分らしい生活が選択できるよう、本人とその家族や医療、介護、福祉などの関係者のみならず、地域全体で支え合う地域包括ケアシステムの構築を目指したものです。

国の基本指針では、これまでの高齢者ケアに特化した地域包括ケアシステムは、障害者の地域生活支援や子育て家庭に対する支援にも応用することが可能として、障害者、児童等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、お互いに支え合いながら、暮らすことのできる共生社会の実現を目指すとしています。

このことは、住民、行政、まちづくり組織等の地域のような活動主体との協力によって、既存のコミュニティを再構築していくことにも通じるものであり、地域包括ケアシステムの構築は「まちづくり」の一環であると位置付けることができます。

今後は、2025年度を見据えた地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向け、計画期間中にそれぞれの地域の実情に見合った「まちづくり」がより進展するよう、地域住民、行政、医療介護関係者、社会福祉協議会、ボランティア団体などが一体となって、将来における具体的に望ましい地域の姿をとらえ、共有し、その実現に向けて協働で着手していくことを目指すべきと考えています。

そのためには、第7期計画が、各地域において地域包括ケアシステムを推進するうえで、基本的指針となるよう、計画策定委員会や構成市、関係機関などとの協議を十分にを行い、目指すべき方向性をより具体的に描き示したいと考えています。

そして、計画策定後についても、構成市の取組みに対する支援に努めるとともに、適宜、計画の進捗状況に対する定期的な把握と検証を行い、介護保険制度の円滑な運営を図ることで、坂井地区の皆様がいっまでも元気で安心して暮らせる地域の実現に全力で取り組む所存です。



広域連合議会議員の皆さんは次のとおりです。

(敬称略) ◎議長、○副議長

坂井市議員(11名)

あわらし議員(7名)

- ◎佐藤 寛治
- ◎後藤 寿和
- ◎川端 精治
- ◎渡辺 竜彦
- ◎前川 徹
- ◎戸板 進
- ◎吉川 貞明
- ◎川畑 孝治
- ◎永井 純一
- ◎畑野麻美子
- ◎田中千賀子

- ◎毛利 純雄
- ◎堀田あけみ
- ◎室谷陽一郎
- ◎仁佐 一三
- ◎吉田 太一
- ◎北島 登
- ◎卯目ひろみ

議会運営委員の皆さんは次のとおりです。

(敬称略) ◎委員長、○副委員長

- ◎卯目ひろみ(あわらし市)
- ◎吉川 貞明(坂井市)
- ◎川端 精治(坂井市)
- ◎前川 徹(坂井市)
- ◎仁佐 一三(あわらし市)



在宅患者情報共有システム
利用研修会を開催

住み慣れた地域

や自宅で療養したいと願う高齢者本人やその家族に安心して在宅生活を選んでもいただくには、在宅医、訪問看護師、ケアマネジャー、介護職等の多職種が連携し、生活を支えていくことが必要となります。

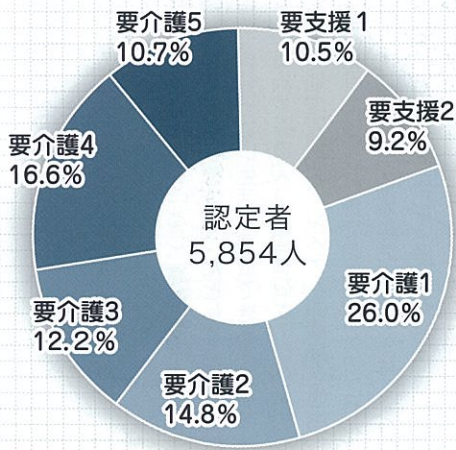
坂井地区では、平成25年度からITを活用した患者情報共有システムを活用し、関係機関の間で情報共有を行っています。地区内でシステムのさらなる利用普及を進めるため、6月15日（木）に坂井地域交流支援センターいねすにて、システムを初めて使用する人や事業所の人を対象とした研修会を開催しました。



システムの説明を熱心に聞く参加者



要介護等認定者数の状況



	あわら市	坂井市	計
要支援1	147 (-2)	468 (-16)	615 (-18)
要支援2	134 (-16)	403 (+14)	537 (-2)
要介護1	429 (+32)	1,093 (-37)	1,522 (-5)
要介護2	224 (-6)	644 (+14)	868 (+8)
要介護3	191 (+3)	522 (+30)	713 (+33)
要介護4	262 (+6)	709 (-15)	971 (-9)
要介護5	169 (-24)	459 (+1)	628 (-23)
計	1,556 (-7)	4,298 (-9)	5,854 (-16)

() 内は前年同月比(平成29年6月末現在)

編集後記

男女ともに平均寿命が80歳を超えた今、住み慣れた地域で自分らしく過ごすためには、自分の健康だけではなく、介護に携わる人の体調管理も大切です。

「介護を受ける人の自立支援がもっとできたら」「介護をする人の負担軽減がもっとできたら」こんな課題を解決するため、介護のためのロボット開発が始まっています。

今回は、腰の負担を軽減させる「介護ロボット」を導入した施設取材しました。「腰の負担が軽くなった」と好評なようです。また、今後の技術活用にも期待されています。

今年も厳しい暑さがまだまた続きそうです。体調管理に気をつけて心身ともに元気に過ごしてください。

(Ma)

介護保険料の納期限は

第2期	平成29年	8月25日(金)
第3期		9月25日(月)
第4期		10月25日(水)
第5期		11月27日(月)
第6期		12月25日(月)
第7期	平成30年	1月25日(木)
第8期		2月26日(月)

※納期限までに納めましょう。